

(別紙1)

## 建設発生土の民間受入地の募集について

次のとおり建設発生土の民間受入地を募集します。

令和4年9月1日

大館市長 福原 淳嗣

### 1 申込みの方法

申込みにあたっては、募集概要書に記載されている申込期限までに、「建設発生土受入地申込書」及び「建設発生土受入地申し込みに係る添付資料」を提出すること。

### 2 申込者の要件

申込者は次のすべての要件を満たしていること。

(1) 建設発生土を受け入れができる土地を所有している者、又は土地を所有して

いる者から受け入れについて同意を得ている使用者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ・自己又は自己の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）である者
- ・暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- ・自己、自社又は第三者の不正の利益等を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ・暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

### 3 民間受入地の要件

民間受入地は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 建設発生土の受け入れまでに、建設発生土の受け入れに伴い必要となる関係法令等の手続きが完了している、又は完了する見込みがある土地であること。

(2) 申込者自らが所有している又は所有者が受け入れについて同意した土地であること。

(3) 2 申込者の要件(2)を満たす者が所有する土地であること。

(4) 建設発生土を転売等の営利目的に使用しないこと。

(5) 建設発生土の発生場所から 50 km の範囲内に所在していること。

- (6) 概ね 1,000 m<sup>3</sup>以上の建設発生土の受け入れが可能であり、かつ受入地の面積が十分に確保されていること。ただし 1,000 m<sup>3</sup>に満たない場合でも、市長が特に認めた場合はこの限りではないため、そのときは事前に担当者へ問い合わせのこと。
- (7) 受入地まで大型ダンプトラック（10 t 車級）が安全に通行できる幅員が確保されていること。かつ周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすおそれがない土地であること。
- (8) 市は建設発生土の運搬から敷き均しまでを行うが、転圧締め固め、のり面保護、擁壁等の施工が必要なときは、申込者の負担により適切に行うこと。
- (9) 建設発生土の土質的条件及びその他条件は、現場の状況等により当初想定していた土質と異なることもあるため、指定しないものとする。
- (10) 廃棄物が不法に投棄されていない土地であること。
- (11) その他市長が定める要件を満たすこと。

#### 4 申込者及び民間受入地の審査

- (1) 提出書類により審査を行うが、必要に応じて現地立ち合いやヒアリング及び書類の追加提出を求めることがある。
- (2) 運搬距離及び現地の搬入条件等を基に経済的な民間受入地を採用するものとする。
- (3) 審査の結果、建設発生土の受入地に適していると認めた場合は、「建設発生土受入地採用通知書」を通知する。なお、建設発生土の受入地に適していないと認めた場合は、「建設発生土受入地不採用通知書」を通知する。

#### 5 その他の留意事項

- (1) 民間受入地の採用を決定した場合、民間受入地への建設発生土の搬入を始める前に、「建設発生土の受け入れに関する覚書」を締結するものとする。
- (2) 民間受入地において廃棄物の不法投棄が確認された場合は、建設発生土の搬入を中止し、関係機関と連携するものとする。
- (3) 建設発生土の搬入が完了したときは、「受渡し完了通知書」を通知する。
- (4) 次の項目については申込者が対応すること。
  - ・関係法令等の手続き
  - ・隣接土地所有者及び周辺住民との調整
  - ・利害関係者等との調整 等